

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2212203 号
令和 4 年 1 2 月 2 0 日
原 子 力 規 制 庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 9 月 26 日付け令 04 原機（サ保）079 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

1. 品質マネジメントシステム文書体系における要領書の追加

品質マネジメントシステム文書体系に保安管理部の二次文書「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」を新たに追加する。

2. 個人線量計の名称変更

熱ルミネッセンス線量計（TLD）の生産終了により個人線量計測定業務を外部委託することに伴い、外部被ばくによる線量測定で使用する個人線量計の名称について、測定する体の部位毎の線量計の種類を記載する変更を行う。

3. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する規定の追加

核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設において、放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに係る規定を追加する。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ-1. 原子炉等規制法第57条第2項第1号

規制庁は、本申請について、品質マネジメントシステム等が核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けた本使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項等と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第57条第2項第1号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ-2. 原子炉等規制法第57条第2項第2号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第57条第2項第2号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

1. 使用規則第2条の12第1項第2号（品質マネジメントシステム）

使用規則第2条の12第1項第2号に関する審査基準は、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質マネジメントシステムに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていることを求めている。

規制庁は、本変更は、不適合管理に係る保安管理部の二次文書を品質マネジメントシステム文書体系に追加するものであり、品質マネジメント文書体系において、重要度等に応じて要領書等が体系化されていることに変更はないことを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第2号に関する審査基準を満足していると判断した。

2. 使用規則第2条の12第1項第8号（線量、線量当量、汚染の除去等）

使用規則第2条の12第1項第8号に関する審査基準は、放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度¹を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること、放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていることを求めている。

¹ 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示に定める線量限度

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、使用規則第2条の12第1項第8号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 外部被ばくによる線量測定で使用する個人線量計の名称について、測定する体の部位毎の線量計の種類を記載するものであり、放射線業務従事者等が受ける線量が線量限度を超えないための措置に変更はないこと。
- ② 放射性廃棄物でない廃棄物に関する措置として、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を踏まえ、放射性廃棄物でない廃棄物の判断の対象範囲は、管理区域内に設置されたコンクリート等の資材及び管理区域内で使用された工具類等の物品とし、放射性廃棄物でない廃棄物は、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、使用履歴等の記録に基づき判断すること。

放射性廃棄物でない廃棄物と判断されたものは、管理区域から搬出するまでの混在防止の保安上の措置が定められていること。

なお、上記のほか、記載の適正化として、使用規則で用いられている用語との整合を図る等の変更が行われていることを確認した。